

## 令和7年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明  
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 宮本委員 中村委員

6. 議 事

- (1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第25号 農用地利用集積計画の同意について
- (5) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
- (6) 報告第8号 許可不要転用届について

事務局 只今から令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本年6回目の総会開催、雨の中そしてお忙し中ご出席頂きましてありがとうございます。5月28日、29日に東京で開催された全国会長大会に出席し、全国各地から約1800人が参加されました。コメの話題に

もなり、坂本哲志代議士と話す機会があったため話を聞くと、コメ離れをいかにして防ぐかを国では動いており、これから安定したコメの供給と消費を目指しているとのことでした。本日もよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 譲渡人が高齢となったことによる所有権移転であり、譲受人の自宅の隣接地であるため何も問題無いと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物はトマト、芋、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次ですが、申請番号2番と3番は譲受人が同じで隣接農地でもあるため、一括して確認委員の小森委員より説明をお願いします。

小森委員 特に問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番と3番については、譲受人が同じ隣接農地であるため、一括して説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は15年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。申請地は先月総会で農地改良届が提出され、畑として利用するとのことでしたが、農地改良届は取下げ、今回の譲受人が田として耕作されるということだす。なお、譲渡人の兄が所有する北側の農地も併せて今回の譲受人が一体的に耕作されますが、北側の農地のみ所有者の意向で口頭契約になるとのことだす耕作者も納得されているとのことだす。以上だす。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番、3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということだすので2番及び3番について承認します。次に、申請番号4番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。

上村委員 高齢化と規模拡大のため何も問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は7ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約5mで、農業年数は8年、農機具を所有し、主たる作物は野菜になり、3条の要件は満たしているもの

と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に、申請番号5番についてですが、まず事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請者の耕作面積は8,000㎡、通作距離は車で5分、農機具を所有しており、主たる作物は果樹、からいも、たんかんになります。

また、この申請者にあたっては、地区農業委員による現地確認の際、懸案事項がありましたので、ご説明します。

今回の申請人は、令和4年1月に今回の申請とはまた別の神合町の農業振興地域内の農地についてその農地の所有者から委任を受け、農地改良届を提出されています。しかし、実際は盛土後、花火の打ち上げ場所として使用、現在も農地として利用できる状態ではなく、改良期間の延長届の提出を続けています。隣接農地の耕作者等からも農業経営に支障をきたすと苦情があり、指導しているところですが、改善されていないという状況にあります。

この農地の所有者は盛土に関して申請者に一任しているということで、再度申請者に確認してもらったところ、仕事が忙しいため、梅雨明けに改善するとのことでした。神合町の農地の解決をしないまま別の農地を取得したところで、本当に耕作がなされるのかが懸念されます。

以上を踏まえて、そのまま許可をする、改善の確約書等をもらうことを条件に許可を出す、保留にするなど考えられますが、ご審議いただければと思います。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんからの意見をお願いします。

小森委員 現状として、改良届を出したものの泥を置いただけで、また、以前まで西岡神宮に設置してあった土俵も置いてあり、農地としての活用ができ

なくなっている。いつから改良を始めて、いつ完了するのかを明記した  
確約書を出してもらうなどの対応をしてもらいたいというのが、轟地区  
の委員の総意です。

芥川高委員 改良届は最初に提出されてから何年経つのか。

谷山委員 3年経っている。

小森委員 申請者が泥を置いた際、掘削をしたことで隣接農地に影響も出ている。

事務局 轟地区農業委員、適正化推進委員、地元区長、地権者及び事務局で現地  
立会を行い、隣接農地の畝のブロック積みが倒れていることを確認して  
おります。

小森委員 この影響で1反ほどコメが作れなくなっている。今回の申請農地も荒れ  
てしまわないか懸念されるため、申請者と現地立会を行い、いつまでに  
改良が完了するかを確約してもらった上で、今回の申請を許可するかを  
検討してもらいたい。

境議長 他にご意見はありませんか。それでは、今回の申請地についてはご意見  
ありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 小森委員から意見があったとおり、申請者、現地の委員及び事務局で神  
合町の農地の現地立会を行い、いつまでに改良が完了するかを確約して  
もらった上で、今回の申請を許可するというところでよろしいか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については確約が取れたら承認する  
こととします。次に、申請番号6番について、議案に関係する齊藤委員  
は退室をお願いします。それでは、確認委員の芥川清二委員より説明を  
お願いします。

芥川清委員 問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明します。地図は9ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約200mで、農業年数は26年、農機具を所有し、主たる作物は米、トマト、キュウリになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番について承認します。齊藤委員は入室をお願いします。次に、申請番号7番については、事務局より説明をお願いします。なお、16ページ記載の議案第24号の4番と5番は同一案件ですので、併せて説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明します。地図は10ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は18年、農機具を所有し、主たる作物は米、麦、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われます。

また、この申請には議案第24号農地法5条申請の2件も関係しているため、併せてご説明します。議案書16ページをお開きください。

申請番号5-4、5-5は3条申請の農地の隣接地になります。スクリーンをご覧ください。申請番号5-4の申請人は野鶴町で農産物の生産等を行う法人で、5-5の申請人はこの法人の代表者です。5条申請されているこの2筆で農業用施設である米等乾燥調整施設等を設置する計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画にて農業用施設用地に用途区分変更が確定しているため、例外的に転用が可能です。

なお、3条申請の農地と5-5の農地は元々1筆の農地であり、今回の申請にあたって転用面積が1,000㎡以下になるよう分筆されています。これは宇土市の災害防止条例に基づく協議を避けるためで、実際は全体を農業用施設として利用するのではないかと、という懸念があったた

め、3条申請で取得する農地は、必ず農地として耕作し、工事残土やもみ殻の仮置き場として利用しないという確約書をつけていただいています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

芥川高委員 もみ殻はどこへ持っていく予定なのか。

事務局 トラックで申請者が耕作している農地へ持っていき、土壌改良の中で利用するとのことです。  
補足ですが、申請地の近辺で同様の米等乾燥調整施設が建設されており、当該米等乾燥調整施設の隣接農地にもみ殻を置きたい旨の相談がありました。もみ殻を置く場合、その隣接農地は農地ではなくなるため転用となり、3条申請ではなく5条申請が必要となります。今回の申請地も同様に、もみ殻を置く際は転用の申請が必要となるため、置く際は転用申請するようお伝えしているところです。

境議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので7番について承認します。次に、申請番号8番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号8番について説明します。地図は11ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は自宅隣接地で、農機具をリース予定で、主たる作物は米、かぼちゃになり、3条の要件は満たしているものと思われます。新規就農のため、営農計画書が添付されています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので8番について承認します。以上、議案第22号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。5番については、確約でき次第交付を行います。次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の芥川清二委員より説明をお願いします。

芥川清委員 始末書付きの案件ですが、特に問題はありません。ご審議よろしく願います。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は13ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市南区に居住する個人です。申請地は現在の所有者が相続する前の昭和53年頃から農業用倉庫として使用されており、無断転用の状態でした。相続後に、このことに気づいたため、今回の転用申請となりました。農地法の許可が必要とは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。  
申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画にて農業用施設用地に用途区分変更が確定しているため、例外的に転用が可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第23号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議

題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 何も問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は17ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市南区のアパートに居住する個人です。現在の居住地では手狭になったため、家を新築する計画をたてたところ、申請地は商業施設や小学校、保育園に近接しており、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。  
申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、宇土東小学校と宇土東保育園から500m以内に位置しているため第3種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 始末書が付いておりますが、特に問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は18ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市北区で不動産賃貸業等を営む法人です。申請地北側に事業用地を所有していますが、駐車スペースが不足していたため、平成7年2月頃より駐車場として利用しています。農地法を十分に理解していなかったとのことで始末書添付の案件です。申請地は、

都市計画用途地域内にある第3種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番についてですが、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は18ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地は周辺の宅地化・商業化が進んでいる地域で、住宅及び事業所が多数存在し、今後も近隣住民や事業所社員等による駐車場利用の増大が見込まれることから、南側半分を貸駐車場用地として転用、北側半分については、申請人の事業規模拡大により、資材置場が不足していることから資材置場としての転用申請ですが、設計が変更になると連絡がありましたので、今回の申請は保留とします。以上です。

境議長 事務局から説明があったとおり3番については保留とします。申請番号4番及び5番については、議案第22号の申請番号7番の中で一括して説明がっており、異議なしだったため承認します。次に、申請番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番については、申請者から取下げ依頼がありましたので、議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局から説明がありましたとおり、申請番号6番については議案書から削除をお願いします。以上、議案第24号について、4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第24号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によっ

て計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。

24ページ37番から44番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定となります。①につきましては、農業公社を介した農地の売買案件になり、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れ、その後受け手に売り渡すもので、今回は農業公社から受け手に売り渡すものとなります。

次に25ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が18,551㎡、畑が518㎡、合計が19,069㎡となっています。

次に26ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第6回総会時点での令和7年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が3,560㎡、再設定が44,472㎡、農業公社による利用権の新規設定が91,146㎡、再設定が24,898㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第25号について承認します。次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。28ページをご覧ください。解約件数は3件、総合計は7筆で6032.55㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第7号について承認します。次に、報告第8号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より

説明をお願いします。

事務局 報告いたします。30ページをお開きください。届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。  
番号1番は、宇土不知火線バイパスの網引側部分の工事のための転用になります。番号2番は、中登川の砂防事業のための転用になります。  
農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第8号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 ご審議ありがとうございました。これもちまして令和7年第6回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 宮本 久美子

議事録署名人 中村 英子